

別表

1 障害高齢者日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

認 定		ランク	判定基準
非該当		J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関を利用して外出する。 2. 隣近所へなら外出する。
障害者 控 除	身体障 害者 3 級～6 級に準 ずる。	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
特 別 障害者 控 除	身体障 害者 1 級、2 級に準 ずる。	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2. 介助により車いすに移乗する。
		C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ。 2. 自力で寝返りもうたない。

2 認知症高齢者等日常生活自立度（認知症度）判定基準

認 定		ランク	判定基準
非該当		I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
障害者 控 除	知的障害者軽度、中度に準ずる。 (精神障害者 2 級、3 級または療育手帳 B に準ずる。)	II	日常生活に支障を来すような症状又は行動及び意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
特 別 障害者 控 除	知的障害者重度に準ずる。 (精神障害者 1 級または療育手帳 A に準ずる。)	III	日常生活に支障を来すような症状又は行動及び意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
		IV	日常生活に支障を来すような症状又は行動及び意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
		M	著しい精神症状、問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。